磐田市長 渡 部 修 様

磐田市情報公開審査会 会長 佐 藤 和 美

磐田市情報公開条例第12条の規定に基づく諮問について(答申)

平成26年8月25日付け磐企財第85号による下記の諮問について、別紙のと おり答申します。

記

「本庁舎1階正面の自動ドアに接触した時の防犯カメラの映像記録」の非公開決定に対する異議申立てについての諮問(諮問第1号)

答申

第1 審査会の結論

磐田市長(以下「実施機関」という。)が平成26年7月28日付け磐企財第76 号で行った公文書非公開決定(以下「本件処分」という。)は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、磐田市情報公開条例(平成17年磐田市条例第25号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本庁舎1階正面の自動ドアに接触した時の防犯カメラの映像記録(以下「本件対象行政情報」という。)の公開請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、意見書及び 口頭意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 日本国憲法第21条の表現の自由は、現代社会において、知る権利が含まれるとされている。このことから、本件対象行政情報の内容を知ることは、妥当である。本件対象行政情報を非公開とすると、知る権利が侵害されるおそれがある。
- (2) 本件対象行政情報を非公開とすると、個人情報保護法が侵害されるおそれがある。このときの個人情報保護法とは、平成15年の法律第57号である。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 防犯カメラに記録された映像が公開されると、防犯カメラの設置場所、撮影範囲、死角の有無及び範囲、映像精度などが明らかとなり、防犯カメラが目的とする犯罪の予防や抑止等の効果を阻害することとなり、条例第9条第4号に該当すると判断し、非公開としている。

第4 審査会の判断

1 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、異議申立人が本庁正面中ドアに接触した防犯カメラの映像記録について公開請求をしたのに対して、実施機関が非公開決定をした処分の取消しを求めるものである。

なお、実施機関は、本件処分の手続における異議申立人からの公開請求により、「平成26年6月13日8時35分ころの映像」を本件対象行政情報と特定している。

以下、実施機関が非公開とした理由について検討する。

- 2 条例第9条第4号について
 - (1) 条例第9条第4号は、非公開情報として、「公開することにより、人の生命、 身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共 の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」と規定している。
 - (2) 条例第9条第4号は、公共の安全と秩序の維持の観点から、公開することにより、犯罪の被疑者、参考人、情報提供者等の生命、身体等の保護に支障が生じたり、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある場合に、これらを防止するため、非公開とすることを定めたものである。
- 3 条例第9条第4号の該当性について
 - (1) 本件対象行政情報は、「平成26年6月13日8時35分ころの防犯カメラの映像」であり、防犯カメラの映像は、磐田市役所本庁舎の利用者の容姿、 行動を撮影した情報である。
 - (2) 実施機関は、本件異議申立てにおける理由説明書において、「防犯カメラに 記録された映像が公開されると、防犯カメラの設置場所、撮影範囲、死角の 有無及び範囲、映像精度などが明らかとなり、防犯カメラが目的とする犯罪 の予防や抑止等の効果を阻害することとなり」と述べている。
 - (3) 防犯カメラ設置の目的は犯罪の予防にあり、防犯カメラの映像が公開されるならば、防犯カメラの設置場所、撮影範囲、死角の有無及び範囲、映像精度などが明らかとなり、犯罪の予防に支障が生ずるおそれのあるものと思料される。
 - (4) したがって、本件対象行政情報は、条例第9条第4号に該当すると認められる。

4 結論

以上のとおり、本件異議申立てについて、当審査会は上記第1記載の審査会 の結論のとおり判断した。

<参考>

第1 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

1	平成26年	8月25日	諮問の受理
2	平成26年	8月28日	実施機関に対して理由説明書の提出要
			求
3	平成26年	9月12日	実施機関から理由説明書を受理
4	平成26年	9月19日	異議申立人に対して理由説明書(副)
			の送付、意見書の提出請求及び口頭意
			見陳述の希望の有無の確認
5	平成26年	9月22日	異議申立人から意見書を受理
6	平成26年	9月24日	実施機関に対して意見書(写)の送付
7	平成26年1	0月31日	書面審理、異議申立人からの口頭意見
			陳述、実施機関からの補足説明及び審
			議 (第1回審査会)
8	平成27年	1月23日	審議(第2回審査会)

第2 答申に関与した委員

磐田市情報公開審査会

職名	氏 名	備考
会 長	佐藤和美	大学教授
委 員	鈴木 哲也	磐田市人権擁護委員
委 員	長谷川 トキ	元小学校校長
委 員	藤原 マサ子	元小学校校長
委 員	佐々木 右子	弁護士